

## 川口市社会福祉施設子育て支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市は、社会福祉施設等の職員が出産又は傷病のため、長期間にわたって継続する休暇を必要とする場合において、当該職員の勤務を行わせるための産休等代替職員の臨時的任用を促進し、もって職員の母体の保護、又は専心療養の保障を図りつつ、施設における児童等の処遇を確保することを目的とし、当該施設の設置者に対し、毎年度予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

また、家庭と仕事の両立を支援し、福祉人材の定着化をすすめることを目的とし、社会福祉施設の職員が育児短時間勤務をすることに対応するため、職員の加配を行った当該施設の設置者に対し、毎年度予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、川口市補助金等交付規則（昭和50年5月1日規則第24号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助の対象施設)

第2条 補助対象施設は、市内に所在し、社会福祉法人が設置する社会福祉施設等であり、別表1に掲げる施設とする。

2 前項の施設のうち、保育所は、学校法人及び特定非営利活動法人が設立した施設についても対象とし、幼保連携型認定こども園は、学校法人が設立した施設についても対象とする。

3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる団体が行う事業は、補助の対象としない。

(1) 暴力団

(2) 暴力団員が事業主又は役員となっている団体

(3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体

### (補助対象事業等)

第3条 この補助金は、別表2に掲げる事業を対象とし、事業ごとの補助金額は、補助率等欄によるものとする。

2 第1項の事業ごとの限度額は、別表2に掲げる限度額欄の額とする。

3 別表2に掲げる対象経費のうち、措置費及び市が交付する他の補助金の交付対象となっている部分については、補助対象外とする。

### (用語の定義)

第4条 この要綱において、「社会福祉施設等の職員」とは、別表1に掲げる施設種別欄に掲げる施設に勤務する職種欄に掲げる職員をいう。

2 この要綱において「産休等職員」とは、社会福祉施設等の職員のうち、出産することとなる者又は疾病若しくは負傷のため31日以上療養を必要とする職員で第5条第1項第1号及び第2号の期間中就業規則若しくは労働契約に定めるところに

より、労働基準法（昭和22年法律第49号）第11条に規定する賃金の支給を同法第24条に基づき受けるものをいう。

- 3 この要綱において「産休等代替職員」とは、産休等職員の職務を臨時的に行うものをいう。
- 4 この要綱において「育児短時間勤務職員」とは、社会福祉施設等の職員のうち、3歳に満たない子を養育し育児休業をしていないもののうち、本来の1日の所定労働時間が6時間を超えるものが、短縮措置により6時間以下で勤務するものをいう。
- 5 この要綱において「加配職員」とは、育児短時間勤務職員の職務を行わせるために加配したものをいう。

（代替・加配職員の範囲）

第5条 産休等代替職員は、社会福祉施設等の長（その者が産休等代替職員の任命権を有しない場合にあつては、その任命権を有する者をいう。以下同じ。）が当該社会福祉施設等の産休等職員の職務を行わせるため次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める期間、産休等代替職員を臨時的に任用するものとする。

（1）産休の場合 出産予定日の7週間（出産予定日から起算して49日）前、多胎妊娠の場合にあつては14週間（出産予定日から起算して98日）前の日から産後8週間（出産日の翌日から起算して56日）を経過するまでの期間。

（2）病休の場合 病休開始後30日を経過した日から起算して60日を経過する日までの期間内において、その職員が病休開始後から休暇を継続する期間

2 加配職員は、社会福祉施設等の長（その者が育児短時間勤務加配職員の任命権を有しない場合にあつては、その任命権を有する者をいう。以下同じ。）が当該社会福祉施設等の育児短時間勤務職員の職務を行わせるために加配して職員を6月以上、任用するものとする。

（代替・加配職員の資格等）

第6条 社会福祉施設等の長は、次の各号の順序に従い、当該各号に掲げる者のうちから産休等代替職員及び加配職員を任用するものとし、任用に際しては健康診断書を徴する等健康状態に留意するものとする。

（1）資格の定めのある場合は、それぞれの職種ごとの所定の資格を有する者

（2）前号に掲げる職員と同一の資格を有する者を任用できない特別の理由があると市長が認定したときは、児童等の保護に従事したことがある者、保育士試験の科目の一部に合格した者等で、児童等の保護に熱意を有し、かつ、心身ともに健全であると市長が認定した者

（交付申請）

第7条 規則第5条第1項に定める交付の申請は、産休等代替職員費補助事業については、様式第1号により、育児短時間勤務加配事業については様式第2号によるものとする。

2 規則第5条第1項に定める申請書の提出期限は、市長が別に定める。

3 規則第5条第1項第5号に規定する、市長の定める事項に係る添付書類は、別に定

める書類を添えて市長に提出するものとする。

- 4 規則第5条第1項第3号及び第4号に掲げる事項に係る書類の添付は、要しない。  
(交付決定)

第8条 規則第8条の交付決定通知書の様式は、産休等代替職員費補助事業については様式第3号、育児短時間勤務加配事業については様式第4号のとおりとする。

(交付の方法)

第9条 この補助金は精算払いで交付する。

(補助金の交付額)

第10条 産休等代替職員費補助事業の補助金の交付額は、別表2に掲げる補助率等欄の日額に産休等代替職員の任用期間中に社会福祉施設等に勤務した日数を乗じて得た額と、産休等代替職員の任用期間中の別表2に掲げる対象経費欄の額とを比較していずれか低い額とする。

- 2 育児短時間勤務加配事業の補助金の交付額は、加配職員の任用期間中の別表2に掲げる対象経費の1/2以内とする。

(実績報告)

第11条 規則第11条に定める実績報告の様式は、産休等代替職員費補助事業については、様式第1号により、育児短時間勤務加配事業については様式第2号によるものとする。

- 2 実績報告書の提出期限は、市長が別に定める日又は毎年度3月31日までとする。  
3 実績報告書には、事業の実施に係る経費を証明できる書類を添付するものとする。

(交付額の確定)

第12条 規則第12条に定める額の確定通知書の様式は、産休等代替職員費補助事業については様式第3号、育児短時間勤務加配事業については様式第4号のとおりとする。

(書類の整備等)

第13条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

【別表 1】（第 2 条関係）

	関係法令	施設種別	職種
(1)	児童福祉法	母子生活支援施設 保育所	保育士 保育教諭 看護師 介護職員 保健師 指導員 （児童指導員、生活指導員、 職業指導員、母子指導員等） セラピスト （作業療法士、理学療法士等） 栄養士 調理員
(2)	生活保護法	救護施設 更生施設 授産施設	
(3)	老人福祉法	養護老人ホーム 軽費老人ホーム	
(4)	社会福祉法	社会事業授産施設	
(5)	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	幼保連携型認定こども園	

備考

- ・（1）の施設のうち、保育所は、学校法人、特定非営利活動法人が設立した施設についても、対象とする。
- ・（3）の施設のうち特定施設入所者生活介護の指定を受けている施設は対象としない。
- ・（5）の幼保連携型認定こども園は、学校法人が設立した施設についても、対象とする。

【別表2】（第3条関係）

補助対象事業

事業名	対象経費	補助率等	限度額
1 産休等代替職員費 補助事業	産休等代替職員の人件費  （労働時間又は期間に応じて支払われる賃金であって、手当等を含まない。ただし、時間外勤務については割増分を除いた賃金は対象とする。）	日額 7,408 円	
2 育児短時間勤務加配 事業	加配職員の人件費  （加配勤務任用期間中の給与、賞与、時間外（休日勤務・夜勤・当直）手当、通勤手当、住居手当、扶養手当、職務手当等の総額を対象とする。）	1 / 2 以内  （1 円未満は切り捨てる）	1,000,000 円